

実施手法ごとの事業費用の試算について

主な条件

- ・本市の中学校全52校のうち、小中合築の東橘中学校・はるひ野中学校を除く50校を対象
- ・提供対象については、今後5年間の生徒数推計ピークの生徒数と教職員数を合わせた約32,500人
- ・全員喫食
- ・5種類の実施手法について、それぞれ事業期間30年間として費用を試算
- ・食材費は全額保護者負担のため、実施費用の試算に含まない
- ・各方式の検討に当たっては、食数の提供に必要な施設における費用について計算を行っており、事業用地の確保、スペースの対応の可否等については検討していない

①施設整備費等 学校給食の運営開始までに要する費用（初期投資費用）

②維持管理・運営費 大規模修繕費、設備・備品の修繕更新費及び毎年ほぼ一定額支払われる
人件費・光熱水費等

	自校方式	親子方式	センター方式	民設民営方式 (食缶)	民設民営方式 (弁当箱)
①施設整備費等 (一般財源)	約150億円 (約66億円)	約140億円 (約60億円)	約140億円 (約65億円)	約20億円 (約20億円)	約40億円 (約40億円)
②30年間の維持管理・運営費	約610億円	約610億円	約500億円	約600億円	約590億円

■ 「実施手法ごとの事業費用の試算について」

(平成 26 年 5 月 29 日総務委員会資料 参考資料 13) — 算出根拠メモ —

I 自校調理方式

- 各校の推計を基に、下記のとおり分類
- | | | | |
|--------|-------|------|-----|
| 300食 | 延べ床面積 | 300㎡ | 2校 |
| 500食 | 延べ床面積 | 350㎡ | 31校 |
| 1,000食 | 延べ床面積 | 400㎡ | 15校 |
| 1,500食 | 延べ床面積 | 500㎡ | 2校 |

A 施設整備費等 約 150 億円

【内 訳】

- | | |
|-------------------|----------|
| ・調理場建設・配膳室整備工事、設計 | 約 100 億円 |
| ・厨房機器・食器等備品類 | 約 50 億円 |

B 30年間にかかる維持管理・運営費等 約 610 億円

【内 訳】

- | | |
|-----------------------|----------|
| ・施設設備修繕・備品更新 | 約 240 億円 |
| ・調理委託 | 約 290 億円 |
| ・光熱水費、ゴミ処理、設備点検等その他経費 | 約 80 億円 |

II 親子方式

- 1調理場 1,500食を調理すると仮定 → 22校に調理場設置
1,500食 延べ床面積 750㎡ (配送ｽﾍﾞｰｽ含)

A 施設整備費等 約 140 億円

【内 訳】

- | | |
|-------------------|---------|
| ・調理場建設・配膳室整備工事、設計 | 約 93 億円 |
| ・配送車・厨房機器・食器等備品類 | 約 47 億円 |

B 30年間にかかる維持管理・運営費等 約 610 億円

【内 訳】

- | | |
|-----------------------|----------|
| ・施設設備修繕・備品更新 | 約 207 億円 |
| ・調理・配送委託 | 約 330 億円 |
| ・光熱水費、ゴミ処理、設備点検等その他経費 | 約 73 億円 |

Ⅲ センター方式

- 市内 3 箇所を設置すると仮定
 - 南部（川崎区・幸区）9,000 食
 - 中部（中原区、高津区、宮前区）15,000 食
 - 北部（多摩区、麻生区）9,000 食

A 施設整備費等 約 140 億円

【内 訳】

- | | |
|-------------------|---------|
| ・調理場建設・配膳室整備工事、設計 | 約 97 億円 |
| ・配送車・厨房機器・食器等備品 | 約 43 億円 |

B 30 年間に掛かる維持管理・運営費等 約 500 億円

【内 訳】

- | | |
|-----------------------|----------|
| ・施設設備修繕・備品更新 | 約 206 億円 |
| ・調理・配送委託 | 約 227 億円 |
| ・光熱水費、ゴミ処理、設備点検等その他経費 | 約 67 億円 |

Ⅳ 民設民営方式（食缶）

- 施設整備と維持管理・運営を民間事業者へ一括委託

A 施設整備費等 約 20 億円

【内 訳】

- ・（市）配膳室整備工事、設計、食器類 約 20 億円

B 30 年間に掛かる民間事業者への委託費等 約 600 億円

【内 訳】

- ・（民）運営委託年間約 20 億円×30 年 約 600 億円
（※運営委託には、調理・配送、施設設備の維持管理等を含む）

Ⅴ 民設民営方式（弁当箱）

- 施設整備と維持管理・運営を民間事業者へ一括委託

A 当初経費（施設整備費等） 約 40 億円

【内 訳】

- ・（市）配膳室整備工事、設計、弁当箱・再加熱備品等 約 40 億円

B 30 年間に掛かる民間事業者への委託費等 約 590 億円

【内 訳】

- ・（民）運営委託年約 17 億円×30 年 約 500 億円
（※運営委託には、調理・配送、施設設備の維持管理等を含む）
- ・（市）備品更新 約 90 億円

配膳室等整備事前調査業務報告書 分類 I

平成26年3月
中学校給食推進室

1 自校調理場の設置について

- ・川崎市立中学校では、生徒数の増加等もあり、校舎内部を改修し、調理場を設置するスペースの確保は困難な状況にある。
- ・そのため、自校調理場を実施するためには、新たに自校調理場の増築が必要となるが、現在の学校の教育活動に支障がなく、かつ、運動場以外のスペース(建物敷地)に、自校調理場を設置するためのスペースを確保することも困難な状況にある。
- ・しかしながら、運動場スペースではあっても、教育活動への支障が生じないようなスペースの確保ができる場合や、運動場以外のスペース(建物敷地)で現在教育活動上活用されているスペースであっても、学校において教育活動への支障が生じないような配慮・運用ができる場合には、今後、学校との十分な協議・調整により、自校調理場の設置が可能となる場合もありうる(※2)。
- ・ただし、その場合でも、給食関係車両と生徒動線が交錯することや、配膳経路の条件が悪いことなど、安全面や運用面での課題があるため、教育活動に支障が生じないよう、学校との十分な調整が必要である。

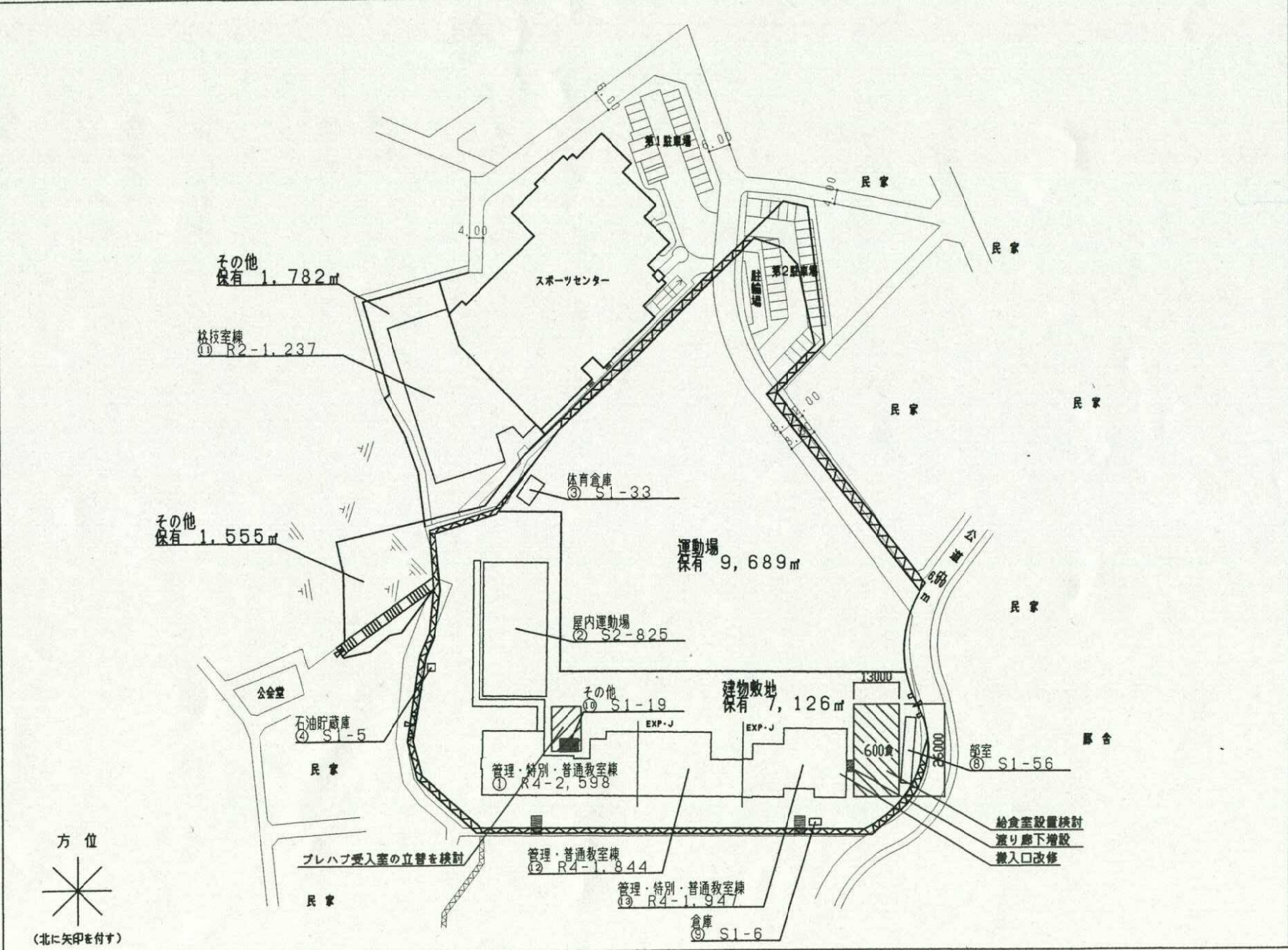
2 配膳室等の整備内容について

配膳室等の整備分類	区名	学校名	考察
分類A ※既存施設・設備(既存ランチサービス受入室など)で対応が可能な学校 (配送車での搬入に対応する施設整備及びラックなどの備品整備など既存への追加設備の整備で対応)	川崎区	南大師中	既存の施設で給食を配膳するにあたり、運搬車を利用するため、段差を解消することや有効開口を確保するためのサッシ改修等、配膳に支障をきたす箇所への対応が必要のため、学校との十分な調整が必要である。
	川崎区	桜本中	
	川崎区	田島中	
	川崎区	京町中	
	中原区	平間中	
	中原区	住吉中	
	中原区	中原中	
	多摩区	栴形中	
多摩区	南管中*		
【A】 集計/校			9
分類B ※教室や昇降口などの既存の学校施設を利用し、給食用施設設置の整備等改修工事が必要な学校	川崎区	大師中	教室や昇降口などの既存の学校施設を利用して、受入室・配膳室・ワゴン配膳スペースを整備するための改修工事を実施する必要がある。校舎内での工事となるため、教育活動に支障が生じないよう、改修場所など、学校との十分な調整が必要である。
	川崎区	川中島中	
	川崎区	臨港中	
	川崎区	富士見中	
	川崎区	川崎中	
	幸区	南河原中	
	幸区	塚越中	
	幸区	南加瀬中	
	中原区	井田中	
	中原区	今井中	
	中原区	宮内中	
	中原区	西中原中	
	高津区	高津中	
	高津区	東高津中	
	高津区	西高津中	
	宮前区	宮崎中	
	宮前区	野川中	
	宮前区	有馬中	
	宮前区	向丘中	
	宮前区	平中	
	多摩区	中野島中*	
多摩区	南生田中		
麻生区	金程中		
麻生区	柿生中		
麻生区	王禅寺中央中		
【B】 集計/校			25
分類C ※既存施設が利用できず、外部にプレハブなどの設備の整備が必要な学校	川崎区	渡田中	外部に受入室を増築する必要がある。設置箇所、既存校舎への配膳にあたり必要となる改修工事の検討も併せて必要である。教育活動に支障が生じないよう、増築場所の検討など、学校との十分な調整が必要である。
	中原区	玉川中	
	宮前区	宮前平中	
	宮前区	犬蔵中*	
	多摩区	稲田中	
	多摩区	菅中	
	多摩区	生田中	
	麻生区	麻生中	
麻生区	白鳥中		
【C】 集計/校			9
分類B・C	幸区	御幸中	今後の教室の配置状況や給食実施時の運用を踏まえ、B若しくはCの選定、又はB及びCの選定について学校との十分な調整が必要である。
	幸区	日吉中	
	高津区	橋中	
	宮前区	菅生中	
	麻生区	西生田中	
	麻生区	長沢中	
【B・C】 集計/校			6

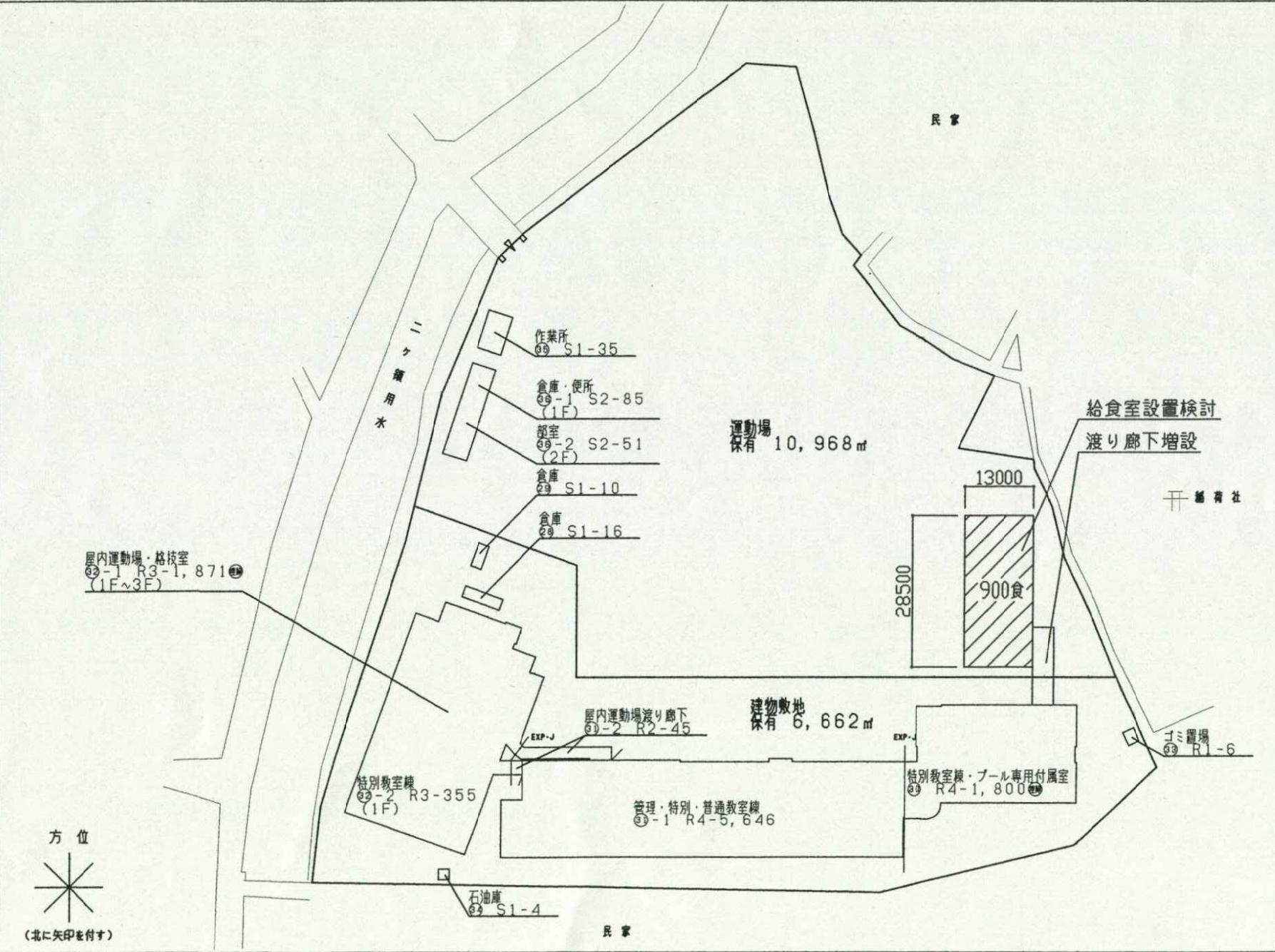
※1 東橋中学校、はるひ野中学校及び市立川崎高等学校附属中学校は調査対象外。

※2 *印の学校については、自校調理場設置の可能性について、学校との調整が必要

- 凡例**
- 建物**
- ① 未とりこわし建物
 - ② 危険建物
 - ③ 借用建物
 - ④ 一時使用建物
 - ⑤ 屋外教育環境整備事業によるもの
- 建物以外の工作物**
- 正門・通用門
 - 簡易な小規模構造物
 - 受水溝



- 凡例**
- 建物**
- ④ 未とりこわし建物
 - ④ 点検建物
 - ④ 借入建物
 - ④ 一時使用建物
 - ④ 屋外教育環境整備事業によるもの
- 建物以外の工作物**
- 正門・通用門
 - 受水槽



- 凡例
- 建物
- ④ 未とりこわし建物
 - ⑤ 危険建物
 - ⑥ 借用建物
 - ⑦ 一時使用建物
 - ⑧ 屋外教育環境整備事業によるもの
- 建物以外の工作物
- 正門・通用門
 - 取付け置扉下
 - 施錠扉
 - 受水器
 - 簡易な小規模構造物

